

## 葉國良氏報告に関する質疑応答

司 会：矢野 建一

**矢野**：葉國良先生、どうもありがとうございました。質問をお受けしたいと思いますが、話の大きな筋だけ確認いたしておきますと、二重証拠法、累積形成法といろいろ難しいことが出てまいりました。私たちが学生に、歴史を教える時の一つの方法として、日本ではテキストクリティーク、史料批判という言い方をしております。中国における歴史の事実を突き止める方法をめぐる論争を簡単に整理して下さいました。累積形成史観、というよりも二重証拠法、具体的には、禹の神話上の話になっていることについても、理論上の正しさみたいなものを検討されて、最終的に全体の応用ということで、今回の日本国号の問題を議論をいただいたと理解いたしました。結論は、中国に日本という国号が伝わったのは702年、国号そのものの成立はもう少し古いのかもしれないというような大筋のお話であったと理解しております。時間に少し余裕がございますので、ご質問をお受けしたいと思います。金子修一先生どうぞ。

**金子修一（以下、金子）**：國學院大學の金子と申します。今日のお話、手堅い論証で、簡単に結論を出さないで一步一步進むというのは素晴らしく、感動を覚えました。それで、幸いに私の知っていることで、先生の論証を少し補強できると思いますので、そのことをちょっと伝えておきます。まず、中国語の原文レジュメの史料で4ページ、真ん中のところで、最初に『冊府元龜』巻959を引いて、そこで高宗永徽5年の話を引かれましたが、『冊府元龜』が類書であるということで、若干の保留をしました。この永徽5年の記事はですね、『唐会要』の日本のところにも載っている。この永徽5年の話、『唐会要』は、もちろん『唐会要』も宋の時代に出来てますが、もともとの史料が唐代のものだということは疑う必要はない。ですから、この記載は疑う必要はない。それからもう一つ、5ページですが、『冊府元龜』巻970、これを武后長安3年10月を武后長安2年の10月ではないかというふうに推測されました。『旧唐書』の則天武后紀、『旧唐書』の本紀に、長安2年10月条に日本の人が都に入った、発った、私自身、日本と書いてあったか覚えていないんですけど、日本の人が都に行くことは明記されてます。そういうことですので、これが長安2年10月であることも証明できます。もう一点ですが、杜嗣先墓誌の、杜嗣先がですね、日本の使者を接待したその年のことですが、先生の報告にありましたように、杜嗣先はその前に、儀礼ですね、礼、祭祀といったものを扱ってます。その文の中に、明堂の祭祀にいたと書いてあります。その唐の皇帝の中で明堂を興したのは則天武后だけです。自分で明堂の祭祀を行った。その次に法駕、皇帝の車が京邑に移ったという文章が杜嗣先墓誌の中にあります。ここの引用文には書いてありません。その法駕が、則天武后はずっと洛陽に遷都しましたから。要するに法

駕が京邑に移るとするのは、則天武后はずっと洛陽を都にしていたので、これは長安に移った。いつの話かというは長安元年になるのです。京邑というのは長安です。しかも、その時に年号を改めて長安にしていますから。つまりその前に明堂と書いてあって、それで則天武后の時がわかる。それでこの京邑っていうのは、則天武后の時には長安以外は考えられない。ですから、杜嗣先が日本の国使だというのは粟田真人っていうわけです。以上です。

**葉：**ありがとうございます金子先生。ご指摘が三つございました。永徽5年の記載は『唐会要』にもあったということですね。それから、『冊府元龜』の長安3年が2年の誤り、これを武后本紀でさらに固めていただきました。ご紹介いただいたこの記載で長安で行われた事柄であるということが、より一層明確になったと思われまます。

**矢野：**金子先生、どうもありがとうございました。少し議論が杜嗣先の墓誌のほうに移っておりますので、この間、私どもシンポジウムのご報告というか、ご紹介いただいた高橋継男先生にご発言をいただければと思っています。

**高橋継男：**東洋大学の高橋です。今日、お話を伺いまして、大変ありがとうございました。前から辿らないと、なぜこれが問題になっているのか理解していただけないかと思ひます。今日の話題の中心となりました杜嗣先墓誌と日本国号の問題なのですが、葉國良先生は1992年に、今日お話になりましたように墓誌を発見されました。1995年に論文にされまして、1999年の本に杜嗣先墓誌を取り上げた論文を載せていらっしゃいました。私はそれを間もなく購入いたしまして、こういうおもしろい資料があるんだ、という印象を持ちました。その後、2000年……ちょっと経ってからと思ひますが、東洋大学の森先生、日本古代史の専門家ですけれども、遣唐使のことなどをいろいろとおやりになっておられましたので、こういう資料があるよとお教えしましたら、森さんが非常に興味を持たれていと、そういう経緯がありました。そうこうしているうちに、この井真成墓誌が発見されたという報道がありました。特に注目されたことが、日本から渡った若者、恐らく遣唐使と一緒に渡った留学生、その人物の、日本人の墓誌が中国から発見された。そしてその非凡な才能が惜しまれ、みたいなことが書かれておまして、非常に日本人の胸を打ったということです。その発見につきましては専修大学の先生方が大いに貢献されたわけですが、もう一つ、井真成墓誌の特徴は日本人、国号日本、それが大いに注目を集めました。実物資料としてはその段階では井真成墓誌がもっとも古いと、723年ということですね、それもまた注目を浴びたわけですが、その後の研究会で森先生の指摘もありまして台湾で葉先生が紹介された墓誌にもっと古いものがあるぞとご指摘しました。それでまた興味を引いたという経緯がありました。ですから、この問題の一番古いというのは、実物資料で最も古いということの問題としているわけです。日本国号がいつ成立したのかということとはちょっと、違うところで最初に問題があったわけです。その点がちょっと外国の人だと理解しにくいかもしれませんが。文献の中では言われているけれども、その文献が成立するのは後世のことで、紛れも無く実物だという考古学的な、それに日本の人が余計に神経質に反応するというのが、ちょっと外国の人に理解され

ない節があると、それが今日の葉先生のご発表にもあるのかなと思いました。実は今日、葉國良先生のおっしゃったことは、日本史の研究者がほぼ同じことをおっしゃっておられます。私は吉田孝先生や東野治之先生なんかの研究しか見ていないのですが、恐らく則天武後の長安2年であるということも昔から議論がありまして、恐らくその時に私は吉田先生の研究が印象深いんですけども、山上憶良なんかと一緒に出してですね、日本という国号を非常に強く意識して書いている。話が長くなって申し訳ありませんけど、要するに長安2年に中国側としてはですね、初めて則天武後の時に日本国号を認めた。その時に国際的に日本国号は成立した。勿論、日本国内ではそれ以前から使われていますね。いつ正確に日本国号が成立したかは定かではありませんが、私は、大宝律令の時に公的にという説が有力かという話です。ですので、今日の話は結局は、私は葉先生とまったく同じ考え方であります。その流れで朝日選書（『遣唐使の見た中国と日本』朝日新聞社、2005年）をそのように書いたつもりでありましたが、非常に私が与えられた枚数が少なかったものですから、あまり詳細に書くことはできなかった。日本の研究者のことを踏まえまして、したがって杜嗣先墓誌の非常におもしろい点は、日本国号に変えてくれと、粟田真人ですか、遣唐使として、中国、則天武後に要求したその場にいた人物の墓誌の中に日本国号があらわれた、ということでもあります。今日のお話より、則天武後のときに日本国号が成立した、まさにその場にいた、聞いた人の息子がそれを書いているということでもありますので、一層リアルな、日本国号が中国に認められた、その場に非常に近い人物達の中の墓誌の中に出てくるということで、非常に私は興味を持った。いい史料だとその時思ったわけです。

その墓誌を発見されました葉國良先生に私は深甚の敬意を表するものであります。

**矢野：**はい、どうもありがとうございます。全体の議論の整理までしていただきまして、大変ありがとうございます。葉先生のお話の出発点のところ、少し議論が食い違った部分がありましたが、高橋先生のご説明で少し整理ができたかと思えます。この杜嗣先の墓誌につきましては、『続日本紀研究』に、詳細な論文をお書きの森公章さん、すいませんがご発言いただければと思います。

**森 公章：**東洋大学の森です。先程も高橋先生のご紹介にありましたようにですね、高橋先生からいち早く教えていただいたというか、実はその頃、高橋先生にある日呼ばれて、こんな物があるといって、非常に珍しい資料をご紹介していただきました。今日、真の発見者である葉先生のお話をお聞きすることができて、話の内容に関しては、まったくご異存はなく、非常に手堅いお話だったと思います。日本史の側でも勿論同じような結論に達しておりますが、日本国号の問題ということで申しますと、つまり国号というものは国内にいる時は意識しないわけで、対外的なところで初めて意識するわけです。ですから、明確には701年の遣唐使が702年に中国に行き、その時に倭国じゃなくて日本になりました、ということをおそらく説明して、それを認めてもらったということになると思えます。ただ日本側のつまり、原物資料という面ですと、いつからかというとなかなか、先程の『新唐書』などの記事から判断すると、669年、670年の遣唐使までは倭国と称していただろうと思います。そして、701年、702年の段階では日本になったのだらうと、

この間であるだろうということくらいしか、日本史の側からはいえない。それから、日本側の『続日本紀』という奈良時代の歴史書にも、粟田真人が唐から帰ってきて報告をして、中国の人と話をしている、日本からきたと話をしたと、最後に倭国の人かと中国人が言ったと書いてありまして、つまり、中国の側でも大宝の遣唐使が来るまでは倭と書いていたんだと、粟田真人がきて日本という国号になったと、その杜嗣先墓誌の中で申しますと、やはりその倭国から日本へというその国号の変更というのは中国にとっては非常に大きな事柄といえますか、国際的にそれを認めるということは大きな事柄であったと、それを認める過程が少しはわかるのではないかと思います。つまり杜嗣先のような、非常に優れた学者や豆盧欽望といった唐の高官経験者が、どうも日本の使いと会って話をしたというふうに書いてありますから、そこには、史料には残らない日本国号への変更を認めるか認めないだとかいった、そういった事情を我々としては推測できるのです。そのような資料を提供して下さったということで、先生に非常に感謝しています。どうもありがとうございました。

**矢野：**ありがとうございました。今の森先生のご発言の中で結局702年に国号日本というのは中国側に伝わって、承認されたということでしたが、その前、30年ほど遣唐使は派遣をされておられません。一方で、日本という国号を作っていく何らかの動きがあったということになると思います。私どもは東アジア世界史というのを目指しております、今、日中関係にだけ議論が集中しておりますが、朝鮮半島やそのあたりも含めてですね、どのように日本の国号が出来上がっていくのか。伝わったのは702年とおおよそ承されているわけですが、そのあたりのことを鈴木靖民先生、ご発言いただければと思います。

**鈴木靖民：**國學院大學の鈴木です。高橋先生、それから森先生も言われたようにですね、葉先生の説は日本でも研究の動きというか定説的な考え方と同じ、701年に出発して702年に唐の朝廷で会見したんですかね、これを見るとみんな大臣クラスの人たちですよ。ということで私も良いと思います。それで今、司会の矢野先生の方からその点ありましたけれども、私も701年の大宝律令の成立で、公式令に制定、その規定が記されたものですね。ですからそれを、森先生がいわれたように、国内では関係なく、対外的に機能するわけです。これは外交文書ですから、それだと思っています。大宝律令の公式令の規定によって、日本の遣唐使や役人達は動いているのだらうと思いますね。ただこれを見るとあの扱いは、蕃使とありますね。だからやはり中華から見れば「蕃」、そういう国・地域の使い、という意識がここに表れたのだと思います。それから、先程の葉先生の史料にもありました『新唐書』には670年にあたる記事については『三国史記』にも載っています。ただ、こういう法的なとか、役人が法というものに基づいて、あるいはその解釈で動くとするれば、670年は早すぎるような気がします。気分的なものです。689年ですか、浄御原令制定は、ここに公式令という、そういう文書だとか、外交的なことを行う、そういうものが制定されていたとすれば、それ以後、外交関係をやるのは矢野先生がいわれたように、30年間くらい、669年ですか、それを最後に唐とは公式の遣唐使の派遣とか、唐の使いが日本に来ていないわけですから、新羅との間で日本という国号を使いはじめた可能性はあるだろうと思います。

日本という国号については、中国の歴史はほとんど太陽との関係で、日本は日の本という解釈が有力ですが、中華思想に基づく拠り方という研究もあるので、そういう意味では日本と中国に倣って、中華意識を7世紀の後半ぐらいから8世紀にかけて、新羅から少し取り入れて、それで日本国という説明ということかと私は思っております。それで、私よりも隣におられる河内さんが『歴史地理教育』に論文を書かれたばかりです。

**矢野：**それでは最後に河内さん、論文を書かれてまだ湯気が立っているような状況ですけれども、お話しをしていただければと思います。

**河内春人：**河内と申します。いくつか日本の研究状況について補足させていただきます。日本国号を、日本で使い始めたのがいつかということ、中国に伝わったのはいつか、ということ、やはり区別して考えなければいけないということです。私個人としては、葉先生もおっしゃっていたような、中国に伝わったのは大宝の遣唐使の時ということで、これは日本の研究者もほぼ全員そういう考え方でよいかと思います。ただ、『続日本紀』にそう書いてあったとしても、今残っている『続日本紀』は写本なわけですし、8世紀に書かれた物で、実物が残っているという点では高橋先生がおっしゃったように、井真成の墓誌が、現在目にするものとしては一番古いということなので、ここで注目が集まったということになるわけです。日本国内で「日本国」という国号を使い始めたのはいつか、ということですが、これについては律令国家の形成というところで使い始めたということで、若干見解が分かれているところがあります。一番古い頃では670年の説だと、近江令と関係するということでそこと結びつけるということですね。今、鈴木先生がおっしゃっていた浄御原令との関係というのもありまして、こっちだと天皇号の成立、今、天武朝というのが有力でして、これと連動してののではないかという考え方がある。律令国家が最終的に完成したのは大宝律令ということになりますので、その時だと、701年ということで、二つの説に分かれているということです。日本国内での研究状況というのは、以上の通りであることを補足として述べさせていただきます。ありがとうございました。

**矢野：**はい、ありがとうございました。

**金子：**ちょっと、後一ついいですか。

**矢野：**コンパクトをお願いします。

**金子：**本当は手を挙げないつもりだったんですけど、日本と中国だけじゃなくて、東アジアの中で考えるというようなことをおっしゃったので、それに対する言及があまりなかったもので。それで、非常にですね、おもしろいというか、どうしてなのだろうと思っているのですが、先程、長安2年10月に日本がやってきたことは、則天武后紀の本紀に書いてあるといいましたが、実は、その則天武后紀の長安2年条ですと、外国からの遣使は日本のことしか書いていないのです。だ

から他の国のことは書いてない、それしか書いてない。しかも次の11月っていうのは、私の解釈ですけれども、長安の円丘で則天武后が自分で天を祀っている、恐らくそれは、皇太子にした中宗の地位を固めるということと関係する。その直前にやってきたということはですね、則天武后にとっても非常に都合が良い。今の杜嗣先の墓誌にですね、皇帝の徳が及んで日本がやって来たと書いてあります。これは大体、常にそういうふうには書き込んであるのですが、この時に限っては、非常にそれが則天武后にとってもラッキーだったと。30年ぶりに遠くの国から遣使がやってきたと。これは皇帝の徳の証明にもなる。その次の11月に皇太子の中宗の地位を固めるということがあるとすれば、則天武后にとっても非常に都合の良い遣使であったということですね。その時にそれ以外の国々がどういう形で中国に遣使をしようとしていたかはまた検討しないとわかりませんが、少なくとも則天武后の方にとってみれば、それだけわざわざ10月条だけに書いてあるというのは、そういうことで意味があるのだらうと思います。

**松原：**最後に1分。杜嗣先という人がどういう人なのかということ念のため申し上げておきますと、杜預という人の十代目の子孫なんですね。みなさんが知っている名前を一つ申しあげておきます。杜甫という人物がいます。中国最大の詩人。この杜甫はこの杜預から始まった十二代の子孫ですね、しかも同じところに墓があったのです。だから杜嗣先の墓誌は台湾に行っていますが、実は杜甫の墓のごく傍から出ているということですので、杜嗣先の名前を思い浮かべる時に杜甫の親戚筋である、同じところに1ヘクタールくらいの、杜という家の墓所があるわけですが、その1ヘクタールの中から杜甫の墓もあれば、この杜嗣先の墓誌も出た、そのことを覚えておいていただければと思います。

**矢野：**はい、ありがとうございました。まだまだ葉先生のお話にいろいろご質問があらうかと思えますけれども、午後からもよろしく願いいたします。